

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ホンジュラス	ホンジュラス国憲法ジョ・テレ ビ局番組ソフト整備計画のため の贈与に関する日本国政府とホ ンジュラス共和国政府との間の 交換公文	ホンジュラス国憲法ジョ・テレ ビ局番組ソフト整備計画の購入 を実施するために必要な生産物及び役務の購入	41,800千円 H29.5.31まで	H28.1.20 テグシガ ルバで (同日)	日本側 岡田憲治在ホンジュ ラス大使 ホンジュラス側 マリア・ デル・カルメン・ナセル ・デル・ラモス外務・国際 協力省次官	H28.2.1 28号
ホンジュラス	保健サーベイランス国立研究所 建設計画のための贈与に関する 日本国政府とホンジュラス共和 国政府との間の交換公文	保健サーベイランス国立研究所建設計画を実施するた めに必要な生産物及び役務の購入	818,000千円 H32.12.31まで	H28.10.10 テグシガ ルバで (同日)	日本側 岡田憲治在ホンジュ ラス大使 ホンジュラス側 マリア・ ドロレス・アグエロ・ ララ外務・国際協力大臣 代行	H28.10.20 404号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。